

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化法と税制 －

NPO法人 地経研
事業承継研究会
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 23

円滑化法「確認申請」の仕方：事前準備②

経営承継円滑化法が施行されて一年を過ぎましたが、まだまだ認知されていないようです。

専門家によっては、円滑化法の適用等について誤った知識をお持ちの方や、“この法律は使えない”と頭から否定的・批判的否の方もいらっしゃるようです。

新しい制度というのは、とにかくそういうものです。

専門家は、判断をするのではなく、当事者の皆さんの適正な判断を導くための知識と知恵を的確に提供することに存在意義があります。判断されるのは皆さんです。

先週、旭川で中小企業庁の事業の一環として経営承継円滑化法に関する「施策説明会」が、中小企業基盤整備機構の主催、旭川信用金庫や旭川商工会議所の共催で行われました。

その中で経済産業局の担当者のお話があり、相続税・贈与税の特例適用に関する確認申請書の提出件数が、全国では110件を超えているものの道内では未だ2件という報告がありました。

しかも、その110件の大半が東京中心だそうです。

但し、道内でも問い合わせ件数は増えていることと、来年3月末で経過期間が終わるので、申請件数が増えるとの観測が述べられていました。

ちなみに、全国では、実際の相続や贈与案件で認定されて特例が適用されたものが、すでに16件あるということでした。

どうして、新しいものに敏感で正しい情報を集めて活用動く人々と、関心が薄く大切な機会を安易に見逃す人々に分かれるのでしょうか。中小企業経営者の皆さんが貪欲に情報をとる姿勢をもたれることと、専門家が地元でもっと積極的に情報発信をすることの重要性を再認識しました。

今回は、確認申請書に添付する準備書類のうち「定款」について。

定款は、ご存知の通り会社の基本的内容を定めているもので、登記されている事項以上の事柄が盛り込まれています。ところが、まれにこれを紛失した会社や、事業内容や会計期間を変えたのに原始定款（設立した時の定款）のままになっている会社もあります。

平成18年5月に施行された今の会社法に対応したものでなければならないことは、言うまでもありません。その場合には、すぐ会社法務を得意とする司法書士等にご相談ください。

目的が現実の事業に沿ったものになっているか、株券に関しても実際にあっているか、公告の方法はどうか、取締役や監査役に関する定めは適切か等、事前にチェックしておくべきです。

過去に定款を改訂している場合には、確認申請に際して変更の履歴を証明することが必要な場合があります。議事録の保存をご確認ください。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号：011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）